平成 15 年 7 月 15 日

神 奈 川 県 教 育 委 員 会委員長 相 吉 靖 殿

神奈川県情報公開審査会 会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて(答申)

平成 14 年 7 月 30 日付けで諮問された主任事務主査等昇任選考基準不存在の件(諮問第 232 号)について、次のとおり答申します。

#### 1 審査会の結論

実施機関が、主任事務主査等昇任選考基準を保存していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

# 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の 規定に基づき、平成14年5月7日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教 育委員会」という。)に対して、主任事務主査等昇任選考基準(以下「本件 基準」という。)が記載された文書(以下「本件行政文書」という。)につ いて、行政文書公開請求をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成14年5月14日付けで、本件行政文書は保存期間が経過しているため、文書を保存していないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。
- (3)不服申立人は、平成14年7月17日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。
- 3 不服申立人の主張要旨 不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。
- (1)公務員の職・職務に関する基本的事項は条例によって定められなければならないところであるが(地方公務員法第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条)、本件基準は、公務員の勤務条件に係る重要な基準であって、条例に規定され、条例に織り込まれるべき基本的事項が記載されている。したがって、本件行政文書は、行政文書の保存期間を定める神奈川県教育庁等行政文書管理規則(以下「文書管理規則」という。)別表(第9条関係)中の「30年保存とするもの」として掲げられている「1条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関するもの」に相当し、仮にそうでなくとも行政文書の類型としては同じく「30年保存とするもの」のうちの「181から17までに掲げるものに類するもの」に相当する。
- (2)教育委員会は、本件行政文書を同別表中の「10年保存とするもの」のう

5「4 条例、規則等の解釈及び運用方針に関するもの(主務課の所掌するものに限る。)」に該当するとして、保存期間は10年であると主張する。しかし、本件基準は、市町村立学校事務職員一般に関する選考基準のはずであり、本件行政文書が同別表で保存期間が30年とされる「4 条例、規則等の解釈及び運用方針に関するもので重要なもの(主務課の所掌するものに限る。)」から除外され、保存期間が10年とされていることは、行政文書としての重要性が没却されていると理解するほかない。

- (3)昭和61年3月に廃止となった本件基準は、同年3月31日現在在職していた県費負担職員すべての賃金計算の基礎となるべき重要な基準である。労働基準法第109条は、賃金その他労働関係に関する重要書類を使用者が3年間保存しなければならない旨規定しているが、今なお現職者も存在する状況において、本件行政文書が不存在であることは、現に効力を有する基準に関する文書を廃棄したものと解釈するほかない。これは労働基準法に抵触する行為といわなければならない。
- (4)職員の勤務履歴等人事関係文書は、組織の管理運営上、永年保存されなければならない。本件基準は、昭和61年に廃止されたが、人事関係文書は永年保存すべきものである以上、当該文書が適正に保存されていれば、その基準となる本件行政文書も存在すべきものである。存在しないとすると何を根拠に選考を行ったかが分からなくなる。

また、仮に本件行政文書が教育庁の本庁で保管されていないとしても、 教育事務所等にも送付されている以上、そちらには存在するはずである。

- (5)主任事務主査制度は、従前の級に新たに上級を設置するものであって、これに関する基準は暫定的・時限的に制定されたものではない。むしろ昭和 61 年度の人事・給与制度の改正よりも根幹的な変更であるから、本件行政文書は保存されているべきである。
- 4 実施機関(教育庁管理部教職員課)の説明要旨 実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。
- (1)本件行政文書について

本件行政文書は、各市町村立学校(横浜市・川崎市を除く。)の事務職員

及び栄養職員の昇任選考の基準に係る内規として作成された主任事務主査 等昇任選考基準(昭和50年11月19日付け職第392号教育庁管理部長通知) が記載された文書である。

### (2) 本件行政文書の存否について

- ア 公務員の職・職務に関する制度の根幹部分に当たる基本的事項については、条例、規則で定めている。本件行政文書は、昇任選考の基準に係る内規であって、制度の根幹部分というよりも制度の具体的運用に当たる部分である。
- イ 文書管理規則別表(第9条関係)によれば、「条例、規則等の解釈及び 運用方針に関するもの(主務課の所掌するものに限る。)」の文書保存期 間は原則 10 年であり、その中でも条例や規則に匹敵するような特に重要 なものは保存期間が 30 年とされている。本件基準は昇任選考の具体的事 務に関する内規にすぎないため、本件行政文書の保存期間は原則どおり 10 年と解するのが相当である。
- ウ 本件基準は、昭和61年3月3日付け職第597号の教育庁管理部長通知により昭和61年3月31日付けで廃止されており、廃止された時点から15年以上が経過し、既に保存期間が経過しているため、本件行政文書は廃棄され、存在しない。

なお、昇任選考の基準については、本件基準の廃止に伴い、昭和 61 年4月から新たな基準が適用されている。この新たな基準は現在も効力 を有しており、当該基準に係る文書は保管されている。

- エ 本件基準を適用して具体的な昇任選考を行った際の伺い文書の保存期間は30年であり、文書が存在したため確認したが、当該文書に本件行政文書は添付されていなかった。また、教育事務所等にも照会して本件行政文書の存否を調査したが、保存されていなかった。
- オ 不服申立人は、既に廃止された基準であっても、当該基準が適用された職員が現在も在職している以上、当該基準は現に効力を有する旨主張する。しかし、前の基準が廃止されれば新しい基準が適用されるのが当然であって、過去に本件基準に基づいて昇任昇格等の選考が行われた現職者についても、現時点においては現行の昇任基準が適用されることに

なる。したがって、本件基準が既に廃止されている以上、本件行政文書 は、少なくとも現に効力を有する基準に関する文書とはいえない。

#### 4 審査会の判断理由

# (1)審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2)本件行政文書の存否について

- ア 本件行政文書は、各市町村立学校(横浜市・川崎市を除く。)の事務職員及び栄養職員の昇任選考の実施に当たっての基準を定めた内規として昭和50年に制定された基準が記載されたものであるが、本件基準は職務の等級制度の改正に伴い、職第597号教育庁管理部長通知により昭和61年3月31日で廃止されていると認められる。
- イ 不服申立人は、本件行政文書には、条例又は規則に規定されるべき公務員の勤務条件に係る重要な基本的事項が記載されており、文書管理規則別表(第9条関係)中の「1 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関するもの」、「4 条例、規則等の解釈及び運用方針に関するもので重要なもの(主務課の所掌するものに限る。)」又は「18 1から17までに掲げるものに類するもの」に相当し、30年保存とすべきであって、実施機関が10年保存として廃棄したことは本件行政文書の重要性を没却している旨主張する。
- ウ 本件基準が廃止された当時の教育庁の文書管理については、神奈川県教育庁等文書管理規程(以下「文書管理規程」という。)が適用されており、文書保存期間に関して現行の文書管理規則に相当する規定が設けられていたことが認められる。したがって、以下文書管理規程の適用条項を併記することとする。
- エ 本件基準は、内規として定められていることからすると、不服申立人 が主張する文書管理規則別表(第9条関係)中の「1 条例、規則及び

訓令の制定及び改廃に関するもの」(文書管理規程第47条第2項 永年に属する文書中の「(1)条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関する文書」)に該当するとは認められない。また、当審査会が調査したところ、現行の昇任選考基準には、条例又は規則に規定されるべき公務員の勤務条件に係る重要な基本的事項というよりも、昇任選考事務を処理する上での具体的な運用に係る事項が記載されていると解するのが適当と思われる。そして、現行の昇任選考基準が、本件基準に代わるものとして、本件基準廃止後から適用されることとなったことを考慮すると、実施機関が、本件行政文書を文書管理規則別表(第9条関係)中の30年保存文書に該当するものとして取り扱わず、10年保存文書である「4条例、規則等の解釈及び運用方針に関するもの(主務課の所掌するものに限る。)」(文書管理規程第47条第2項 10年に属する文書中の「(4)条例、規則等の解釈及び運用方針に関する文書(主務課の所掌するものに限る。)」)に該当するものとして、処理したことは文書管理規則に反するものとは解されない。

- オ また、不服申立人は、既に廃止された基準でも、当該基準が適用された職員が現在も在職している以上、現に効力を有しており、本件行政文書が不存在であることは、現に効力を有する基準に関する文書を廃棄したものである旨主張する。しかし、本件基準は、昭和61年に廃止され、これに代わる新たな基準が制定され、この新たな基準が現に効力を有するものとされている以上、過去に本件基準によって選考された職員が在職しているとしても、そのことをもって、本件基準が現に効力を有するとはいえない。したがって、実施機関が本件行政文書を既に廃止された基準に関するものとして取り扱ったことが不当であるとは解されない。
- カ 以上のことからすると、本件基準は、昭和 61 年に廃止されたため、本件行政文書は、保存期間満了により既に廃棄されており、現在は保存されていない旨の実施機関の説明は首肯できる。
- キ 不服申立人は、人事関係文書は永年保存すべきものである以上、当該 文書が適正に保存されていれば、その基準となる本件行政文書も存在す べきであり、存在しないとすると何を根拠に選考を行ったかがわからな

くなる旨主張する。

確かに、例えば、過去の選考の経緯を調査するために本件行政文書が必要とされる場合も考えられるが、上記のとおり、本件行政文書の取扱いが文書管理規則に反するものとは認められない以上、保存期間を超えて本件行政文書を保存しておくべきかどうかについて、当審査会は意見を述べる立場にない。

# 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

# 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容		
平成14年 7月30日	諮問		
8月16日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求		
9月19日	実施機関から非公開等理由説明書を受理		
9月25日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付		
平成15年 3月11日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理		
4月14日 (第21回部会)	審議		
5月8日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取		
5月19日 (第22回部会)	審議		
6月 5日 (第23回部会)	<b>審議</b>		

# 神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現 職	備考
金子	正史	獨協大学教授	部 会 員
鈴木	敏 子	横浜国立大学教授	
竹森	裕子	弁護士(横浜弁護士会)	部 会 員
田中	隆三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉巻	弘 光	東海大学教授	
千葉	準 一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部	政 男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成15年7月15日現在)(五十音順)